

第2回口頭弁論へのご支援ありがとうございました。

当財団に対して大阪市が建物の取去と土地の明け渡しを求めて7月23日に提起した訴訟の第2回口頭弁論が、12月25日（金）の10時から、大阪地方裁判所202号法廷でおこなわれました。

今回はリバティおおさかサポーター会員、ガイドボランティアの会の皆様にも公判の傍聴を呼びかけさせていただきました。当日は140名を超える傍聴希望者がありましたが、法廷に入れたのは91名のみでした。

被告（財団）側から丹羽雅雄・弁護団長と普門大輔・弁護士が2つの準備書面により、この裁判で審理されるべき本質的事項として、リバティおおさかは博物館法による人権総合博物館として官民共同で運営されてきたことは、人権行政の具体化を推進されたものであり、人権の主流化のなかで国際的にも高い評価を受けてきた。しかし、2008年の橋下大阪府知事（提訴時は大阪市長）の就任以降、否定されてきたと主張を展開しました。

今回の大阪市の訴訟提起は①リバティおおさかの廃館を意図している。②博物館の立地している土地の歴史的経緯を無視している。③博物館の存在意義と社会的役割を否定、大阪市の人権行政への責任をも放棄している、という3点から提訴の不当性を訴えました。次回は原告である大阪市からの反論をおこなわれる予定です。

第2回口頭弁論後、大阪弁護士会館で報告集会を持ちました。会場から人があふれ、準備した配付資料も足りなくなる程でした。石橋理事長のあいさつと丹羽弁護団長による裁判報告、国連初代人権センター長である、テオ・フォン・ボーベンさんのリバティおおさか存続のための国際連帯メッセージが紹介されました。

口頭弁論でも主張されたリバティおおさかの土地と建物のルーツにかかわって、「栄小学校の歴史」と題しリバティおおさかの吉村智博・学芸員が資料紹介を行いました。

リバティおおさかの土地と建物は大阪市立栄小学校の第3期校舎を引き継いだものです。栄小学校の創立は1872（明治5）年に遡ります。西濱地区住民がお寺にひらきました。栄町（現在の博物館周辺）に1875年に落成した初代校舎は、現在の西区にあった江之子島の大阪府庁舎を模したといわれ、東洋一とも称されました。第2校舎（1908～1928年）は現在の浪速神社の場所に建てられました。現在のリバティおおさかの土地に建てられた第3期校舎（1928～1975年）は雨天体操場まで備え、700～800人を下らない生徒が通学していました。南側には家政女学校や幼稚園も併設されていましたが、1945年3月の大阪大空襲により、栄小学校と新田帯革（ベルト）をкаろうじて残して浪速区は壊滅状態となりました。初代から第3期の校舎は土地と建物のほとんどを地元で準備し、大阪市立の小学校となるとときに大阪市に寄付したというのが歴史的事実です。

最後に第3回口頭弁論に向け、赤井隆史・財団専務理事が「吉村新市長が独自の見解をもっているかもしれないと期待したい」とのべ、浅居明彦・リバティおおさか裁判を支える会事務局長が「皮革・太鼓のまち」を発信する人権太鼓ロードもリバティおおさかがなくなるとは元も子もない。国内外に広く発信していくため、ご協力を」と訴えました。

次回は3月11日（金）10時から大法廷でおこなわれる第3回口頭弁論では、9時半より傍聴券が配付予定です。今回同様、多くの方のご支援をよろしくお願いします。